

第2回スタートアップ政策推進分科会

前回の分科会における御指摘事項について

内閣府 規制改革推進室

令和8年3月16日

規制・制度改革の今後の検討課題

- 人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、日本経済の成長と地方の活性化につなげるため、**国民生活に密着し社会・経済的に重要性が高い分野について、時代や環境の変化、テクノロジーの進化に合わせて、規制の緩和・強化・明確化といった適正化も含め、必要となる利用者目線の規制・制度改革を徹底**する。
- 具体的には、「**強い経済の実現**」と「**地方を伸ばし、暮らしを守る**」を二本柱として取り組む。特に前者については、**民間投資と技術革新が促進され将来にわたって挑戦できる環境が整備**されることを目指し、来年夏の策定が予定されている成長戦略にも反映されるよう、**日本成長戦略本部と連携して取り組む**。

1. 強い経済の実現

○ A I の社会実装の促進

○医療等データの利活用の促進等

○ スタートアップへの投資促進・成長促進

○企業の持続的な成長に向けた企業法制の見直し

・弁護士法におけるA I 活用の更なる明確化

・A I 等を活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化

○労働時間法制に係る
政策対応の在り方

○農地の大区画化、
スマート農業の促進

○新技術（ドローン等）の社会実装の促進

○G X 等への投資の促進

・非上場株式の発行・流通の活性化

・独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直し

2. 地方を伸ばし、暮らしを守る

○地方が持つ伸び代の活用

○暮らしの安全の確保

○外国人との秩序ある
共生社会の推進

○地域の実情に応じた介護サービス提供体制
の見直し

○年次有給休暇制度等
の見直し

○医療・介護分野におけるタスク・シフト/
シェアの促進

○自動車関係手続等の効率化と利便性向上

○地域におけるオンライン診療の更なる普及・
円滑化

○全国における移動の不足の解消（ライド
シェア等）

「規制改革推進に関する中間答申」 実施事項

令和8年検討開始、令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置

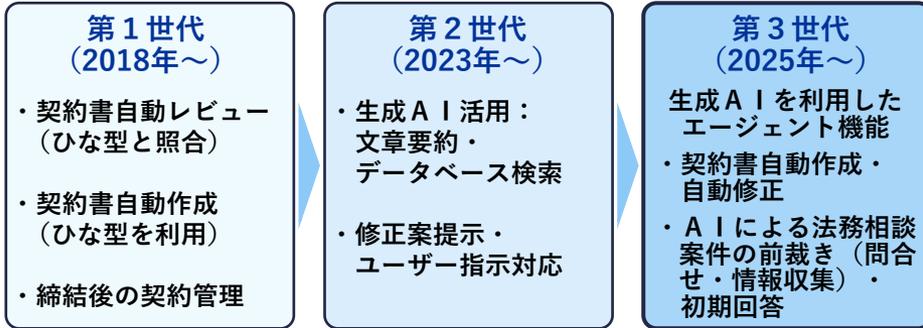
弁護士法における A I 活用の更なる明確化

(弁護士法)

概要

企業法務において契約書を自動作成・更新するなどの A I を用いたリーガルテックを活用したサービスについて、今後の技術水準の向上も見据えながらサービスの提供に対する規制の在り方を検討し、開発・提供・利用の拡大を推進。

A I を用いたリーガルテックを活用したサービスの進展 ～技術水準の向上に伴いリーガルテックも進化～



書面審査業務の例

～ A I の活用によって人手を真に必要な作業に重点化することが理想～



契約書等の審査業務への A I 導入効果の推計例 ～人材不足を A I が補うことで、経営環境の複雑化やガバナンス強化に対応～

- 日本全体で法務業務を担う組織を持つ企業：6,000社
法務業務従事者は、1社当たり平均8.5人であることから、 $6,000社 \times 8.5人 = \text{約} 5 \text{万人}$ について、**労働時間の1割の業務削減・業務振替効果**が期待
- 日本全体で法務業務を担う組織を持たない企業：約399万社
専門部署を持たなくても、**契約の適法性等を容易に確認**できるように、**事業規模等による企業間の法務格差を是正**

弁護士法の規定

～法律事務における A I の活用は、非弁行為に当たるおそれ～

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)
第72条 **弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務**を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(備考) 左上図：デジタル・A I ワーキング・グループ (令和8年1月9日) 資料2により引用・作成。左下図・右上図：デジタル・A I ワーキング・グループ (令和8年1月9日) 資料1により引用・作成。右上図は、商事法務研究会・経営法友会「第12次法務部門実態調査」(2022年4月)からの推計。法務業務のうち労働時間の2割を充てている契約審査に要する時間が半減すると想定。

規制改革推進会議における検討事項

A I 等を活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化

概要

採用代行サービスについて、A I 技術の進展も踏まえ、職業紹介事業許可の要否の線引きを明らかにするガイドライン等を作成するとともに、許可を受ける場合であっても必要な要件を見直し、人手不足や働き方・価値観の多様化が進む中で効率的・効果的なマッチングを実現。

A I を採用代行業務で活用する際の業務フローの例と課題

～あっせん（意思疎通の加工）に該当し職業紹介事業許可が必要になる場合を明確化することが必要～



判断に迷う例

AIによる求人票やスカウトメールの作成/配信は「意思疎通の加工」か？

判断に迷う例

AIが面接代行時に求職者へ追加質問を実施することは「意思疎通の加工」か？

判断に迷う例

問い合わせ対応は「意思疎通の加工」か？

規制改革推進会議における検討事項

独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直し

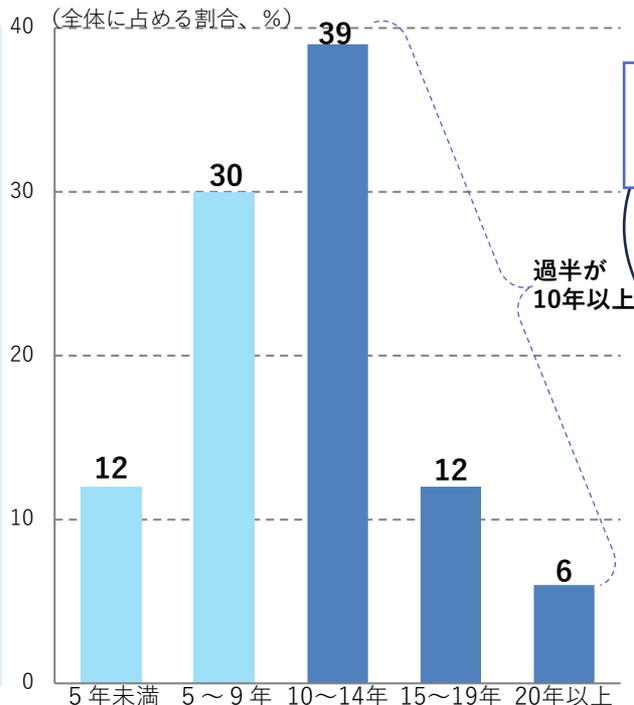
概要

独占禁止法における銀行・保険会社の議決権保有制限を見直し、バイオ・創薬等をはじめ事業化まで長期間を要する分野のスタートアップ等への資金供給を拡大する。

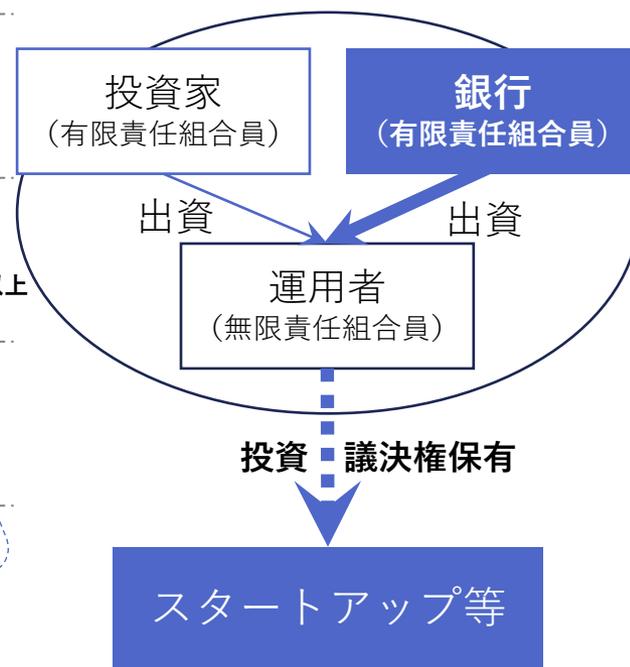
議決権保有制限の弊害

- 独占禁止法では、銀行は5%（保険会社は10%）を超えて、他社の議決権を保有する場合には、公正取引委員会の認可が必要。
- 投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として議決権を保有する場合であれば、10年間に限り5%（10%）超保有が可能だが、10年を超える場合には、公正取引委員会の認可が必要。
- 出資段階では認可を得られるかの確証がなく、事業化まで長期間（10年超）を要する分野のスタートアップへの投資が見送られる場合あり。

大学発ベンチャーが設立から株式新規上場までに要した時間の分布



投資事業有限責任組合を通じた議決権保有の仕組み



(備考) 中図：日経BPコンサルティング「令和6年度技術開発調査等推進事業大学発ベンチャーの実態などに関する調査」により作成。

日本成長戦略本部と規制改革推進会議の連携

- 規制改革推進会議では、来年夏までの先行的な対応として、成長戦略に資する規制・制度改革について議論し、日本成長戦略本部等における検討に反映。
- 来年夏以降においては、各ロードマップ・各戦略を含む日本成長戦略の内容も踏まえ、規制・制度改革の観点で、成長戦略に資する新たな議論を行うとともに、決定事項に対するフォローアップに取り組む。

日本成長戦略本部

日本成長戦略会議

規制改革推進会議

「危機管理投資」「成長投資」の戦略分野及び分野横断的課題についての施策の検討※

(※) 17の戦略分野と8の横断的課題それぞれにおいて、担当大臣が、関係大臣と協力し、ロードマップ又は戦略を検討・取りまとめ

検討方針・検討状況等を議論に反映

本会議・各WGでの議論

(1月頃)

中間答申の取りまとめ

本会議・各WGでの議論

(5月頃)

答申の取りまとめ

各ロードマップ・各戦略の策定

成長戦略に資する規制・制度改革の議論を反映

先行的な対応

(来年夏)

日本成長戦略の決定

規制・制度改革に関する内容を今後の議論等に反映

(来年夏)

規制改革実施計画の閣議決定

(来年夏以降)

新たな議論

お互いの議論に反映

(来年夏以降)

新たな議論・フォローアップ

日本成長戦略を受けた対応

A I の社会実装において障害等となる規制・制度についての情報提供の募集

- A I は、生成 A I をはじめとする急速な技術進歩によって、持続可能な発展に必要な不可欠なテクノロジーとなっているが、現行の各種規制・制度は、A I を前提とした規定となっておらず、事業者が A I の利活用や開発を断念したり、躊躇するといったこともあると考えられる。
- **A I の社会実装の障害等となる規制・制度に関する現状を把握するため**、内閣府のウェブサイトにおいてフォームを開設し、**国民から広く情報提供を募り、規制・制度の在り方の見直し**を図る。

募集概要

件 名：A I の社会実装において、障害となる又は不十分な効果をもたらす規制・制度についての情報提供のお願い

担 当：内閣府規制改革推進室、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局人工知能政策推進室

期 間：令和8年2月10日（火）から令和8年3月10日（火）まで

対 象：国民一般

情報提供フォームにおける質問事項：

- 問1. A I の活用を検討している分野について教えてください。
- 問2. A I を利用するどのようなサービス・製品を、開発、提供又は利用しようと検討しているのか、教えてください。
- 問3. 問2で回答したサービス・製品において、規制・制度が原因と思われる困っている状況を教えてください。また、その規制・制度の根拠法令等が分かれば、併せて教えてください。
- 問4. 困っている状況等に対して、改善する具体的な提案があれば、自由に御提案ください。

委員

座長	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
座長代理	芦澤 美智子	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授
	堀 天子	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
	御手洗 瑞子	株式会社気仙沼ニッティング 代表取締役社長

専門委員

岩崎 薫里	株式会社日本総合研究所調査部 上席主任研究員
梅田 靖	東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻 教授
大橋 弘	東京大学 副学長、大学院経済学研究科 教授
川本 明	慶應義塾大学経済学部 特任教授
瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード執行役員CoPA、マネーフォワード総合研究所長
原田 文代	日本政策投資銀行 常務執行役員
藤本 あゆみ	一般社団法人スタートアップエコシステム協会 代表理事 FoundersNation 株式会社 代表取締役社長
増島 雅和	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
宮下 和昌	I G P I 弁護士法人 代表弁護士 株式会社経営共創基盤 ジェネラル・カウンセル
森澤 充世	環境学博士、E S G投資・環境専門家

独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直しについて①

- 規制改革推進会議では、スタートアップへの資金供給拡大を図る観点から、「非上場株式の発行・流通の活性化」「独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直し」をスタートアップ関連における今後の検討課題としている。
- このうち後者については、本年 1 月 28 日にワーキング・グループを開催して議論を行い、公正取引委員会等に検討を求めた。

(参考) 規制改革推進会議第 8 回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループについて

日時 : 令和 8 年 1 月 28 日 (水) 12 時～14 時

開催方法 : Zoom 会議、Youtube 配信 (<https://www.youtube.com/watch?v=-B5ZQt89Ab8>)

出席者 : 都銀懇話会、株式会社 iPS ポータル、株式会社 インキュリオン、
一般社団法人 信託協会、一般社団法人 生命保険協会
公正取引委員会、金融庁

議題 : 独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直しについて
✓ **独占禁止法で、銀行・保険会社の議決権保有が制限**※されていることに伴う課題について議論

※銀行による 5 % (保険会社は 10 %) 超の議決権保有には、公正取引委員会の認可が必要。
銀行・保険会社が投資事業有限責任組合 (LPS) の有限責任組合員 (LP) となり、
(銀行等の名義で保有するのではなく) 組合財産として株式を取得し、
当該株式について 議決権を行使・指図できない場合には、議決権保有制限が 10 年間に限り
適用除外となるが、10 年を超えて保有を継続 する場合には、公正取引委員会の **認可が必要**。

独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直しについて②

第8回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループにおける議論

金融業界からの意見

- ✓ 近時、ディープテックなどExitに長期間を要する投資案件が増加し、10年という期間制限がリスクマネー供給を制約（期間10年超のファンドへの出資を見送るなど）
- ✓ 10年という期間はLPS法の制定時にファンドの運用期間として最も普及していた年限に過ぎない。
- ✓ 議決権を行使・指図できない以上、銀行・保険会社によるLP出資を通じた企業集団の形成や優越的地位の濫用は起こり得ず、スタートアップの成長促進の観点から、議決権の保有期間制限は撤廃又は延長すべき。

公正取引委員会からの意見

- ✓ 独禁法11条の趣旨は、①事業支配力の過度の集中の防止、②競争上の問題発生防止の防止という点にある。
- ✓ 融資に出資が加わることで、公正な取引の素地が形成されるおそれがあり、それを防止する必要。
- ✓ 10年間はキャピタルゲイン目的の保有であると扱い、適用除外としているが、それを超える場合は保有目的等の確認が必要。
- ✓ 要望を踏まえ、投資期間等の実態を把握した上で、**適用除外となる期間の延長について検討**。

委員・専門委員からの意見

- ✓ 議決権行使・指図ができないのであれば、事業支配力の集中などの問題は起こり得ず、議決権保有期間制限は不要。
- ✓ ディープテックの領域を中心として世界的な競争が行われる中、金融機関の資金力が求められる状況。金融機関によるLP出資への規制の在り方については検討が必要。
- ✓ ファンド立ち上げ時に銀行・保険会社の出資を受ける際、独禁法の規制により期間が10年に制限される。ファンドの多様性確保の観点からも見直しが必要。

座長総括

- ✓ WGにおいて扱った論点を念頭に、銀行等及びその出資先・取引先が直面する競争上の課題について、速やかに調査を開始いただきたい。
- ✓ その上で、競争を確保しつつ、銀行等による成長に長期間を要するスタートアップへの資金供給を拡大する観点から、投資事業有限責任組合を通じた出資について、現行法上**10年に制限されている議決権保有制限の例外となる期間を、撤廃又は延長**することを内容とする独占禁止法の改正等を検討し、結論を得次第、所要の措置を講じられたい。

（令和7年6月規制改革実施計画）

- スタートアップの柔軟な働き方の推進
- スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討
- スタートアップへの資金供給手段の拡大
- スタートアップを生み育てるエコシステムの健全な発展に向けたハラスメント防止及び救済のための環境整備
- バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備
- 株式対価M & Aの活性化に向けた会社法の見直し

（令和6年6月規制改革実施計画）

- 起業家の負担軽減に向けた定款認証・法人設立手続の見直し
- スタートアップの新技术及び新サービス開発を促進する政府調達機会の確保